

令4 香南市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和4年8月23日

香南市監査委員 有岡 正博

同 安岡 敬子

同 片山 透

令和4年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和4年6月29日から7月5日まで

3 監査の対象事項

- (1) 令和3年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目
- (2) 令和3年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、障害福祉医療費高額療養費返納金

高齢者介護課 … 【一般会計】老人保護措置費負担金
【介護特会】介護保険料

上下水道課 … 【公営企業会計】上水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料

税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入
【国保特会】国民健康保険税

市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金、児童扶養手当過誤払金等返納金
【国保特会】第三者納付金（一般分）、返納金（一般分）
【後期特会】後期高齢者医療保険料

住宅管財課 ……【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費
環境対策課 ……【一般会計】粗大ごみ処理手数料
建設課 ……【一般会計】中山間地域総合整備事業分担金
人権課 ……【一般会計】赤岡市民館使用料
学校教育課 ……【一般会計】給食費納付金
生涯学習課 ……【一般会計】のいちふれあいセンター使用料
こども課 ……【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金、児童クラブスポーツ保険料負担金

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正、適切になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和3年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和3年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表

(単位：円、%)

会計区分		3年度	2年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	37,284,213	40,299,096	△ 3,014,883	△ 7.5
	過年	195,648,248	232,155,579	△ 36,507,331	△ 15.7
	小計	232,932,461	272,454,675	△ 39,522,214	△ 14.5
特別会計	現年	46,707,530	35,805,422	10,902,108	30.4
	過年	57,197,272	62,043,967	△ 4,846,695	△ 7.8
	小計	103,904,802	97,849,389	6,055,413	6.2
公営企業会計	現年	8,558,500	11,345,370	△ 2,786,870	△ 24.6
	過年	34,369,727	36,800,337	△ 2,430,610	△ 6.6
	小計	42,928,227	48,145,707	△ 5,217,480	△ 10.8
合計		379,765,490	418,449,771	△ 38,684,281	△ 9.2

令和3年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表

(単位：円、%)

会計区分	3年度	2年度	比較増減額	増減率
一般会計	22,991,317	20,080,304	2,911,013	14.5
特別会計	4,360,665	8,901,151	△ 4,540,486	△ 51.0
公営企業会計	2,502,890	431,950	2,070,940	479.4
合計	29,854,872	29,413,405	441,467	1.5

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は3,014,883円(7.5%)減少、過年度分は36,507,331円(15.7%)減少し、合計で39,522,214円(14.5%)減少となっている。特別会計では、現年度分が10,902,108円(30.4%)増加、過年度分は、4,846,695円(7.8%)減少し、合計で6,055,413円(6.2%)増加となっている。

公営企業会計では、現年度分で2,786,870円(24.6%)減少、過年度分で2,430,610円(6.6%)減少し、合計で5,217,480円(10.8%)減少となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は379,765,490円となっており、前年度に比べ38,684,281円(9.2%)減少しているが、看過できる状況ではない。引き続き裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は29,854,872円を計上し、前年度に比べ441,467円(1.5%)増加している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 赤岡市民館の使用料について（人権課）

香南市赤岡市民館（以下「市民館」という。）の使用については、市民館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「市民館の設置及び管理に関する規則」という。）第4条で利用の許可の申請、同第5条で利用の許可について、同第7条で使用料の減免について規定されている。

また、市民館の使用料等の減免に関する規則第4条で、「使用料等の減免を受けようとするものは、市民館使用料等減免申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない」同第5条で「市長は、申請を承認したときは市民館使用料等減免決定通知書（以下「減免決定通知書」という。）を交付する」と規定されている。

しかしながら、今回の監査で申請者からは利用許可申請書が提出されたのみで、減免申請書は提出されていないにもかかわらず、市長名で利用許可書と減免決定通知書を交付している不適切な事例が複数確認された。

昨年度の監査において、市民館使用料に関しての未収金が発生しているケースが確認され、措置報告では法令等を認識し、適正な事務処理に努めると回答があったが、残念ながら基本となる規則が遵守されていない結果となっている。

市民館使用料等の減免に関する規則の申請書（様式第1号）及び減免決定通知書（様式第2号）の利用日時・場所等を記載する箇所においては、「年月日付け赤岡市民館利用許可申請書のとおり」と既に記載された様式となっている。この様式で、確認できるのは利用日ではなく申請日のため、減免適用になった利用日を利用許可申請書で確認しなければならず、申請者にとって分かりにくい様式となっている。

改めて職員が関係法令等を認識したうえで適正な事務処理を行い、申請者が分かりやすく利用しやすいよう規則等の改正を行うなど、適切な対応を求めるものである。

(2) のいちふれあいセンター使用料について（生涯学習課）

使用料の徴収について、毎月作成されるべき調定票が、令和3年度は年間計4回のみの作成で、最長で6ヶ月分の使用料をまとめて年度末に作成するという不適切な事務処理が確認された。

調定は、地方自治法第231条及び地方自治法施行令第154条の規定により歳入を収入するときに行う重要な行為であり、収入の内容を調査し、収入金額を決定するものである。特に調定額は正確に決定がなされていないと、不適正な処理を招くこととなる。今回、長期間にわたり調定票が作成されていなかったため、調定票作成の有無が把握できておらず調定票を二重に起票していたことも確認された。

調定事務を適正に行うことは、適正な歳入確保に繋がる。今後は、担当職員だけでなく、課内で改めて公金等取扱事務の基本マニュアルを確認したうえで、チェックリストを活用し、定期的な調定票の作成や確実な収入確認などの体制づくりを行われたい。

(3) 児童扶養手当過誤払金等返還金について（市民保険課）

当該債権については、年度当初に納付書と依頼文書を対象者に送付した後、一年以上納付がないにもかかわらず督促・催告を行っていない事例や督促状を送ったが、その後、納付のない対象者に何も接することなく、10箇月分の納付書をまとめて送付している事例が確認された。

全体的に交渉記録も十分とはいえず、債権管理に対する適切な取り組みができていない。

今後は、債権に関する職員の法的知識向上を図り、滞納解消に向けての適正な事務管理が必要である。債務者の現況を把握し、状況に応じて納付金額の変更、または執行停止をかけるなど柔軟に対応し、回収率向上に努められたい。

(4) 債権管理体制の整備について（福祉事務所、学校教育課、こども課）

債権を保全し、確実に回収するためには、債権を適正に管理しなければならない。そのためには、債権について必要事項を記録する台帳整備が基本となる。債権の回収を目的とした記録としては、債権の種類に応じ、債務者ごとに債権に関する内容、納付記録や滞納状況、時効の完成見込み年月日などが必要であり、特に個別の交渉記録は重要であることから、債務者との対話内容や実地調査の記録など、正確な記載が求められる。

今回の監査で、適切な時効の管理ができていないと思われる課が複数確認された。時効の管理に関しては、職員の徴収に対する知識と労力を要するが、公的負担の公平性を確保するためにも不作為によって、いたずらに債権を消滅させることのないよう適正な管理に取り組まれない。

定期的な人事異動があり、職員の専門性を高める事が難しい状況ではあるが、職員の債権に関する知識向上を図るとともに課内での連携体制を整え、債務者の現状を把握し、寄り添った上で債務承認や納付指導を行い、債権を消滅させることのないよう適切な徴収に取り組まれない。また、具体的な計画を立て、目標をもって継続的な債権管理に取り組み、そのうえで、時効を迎えた債権については、適正に不納欠損処理を行うなど事務の執行に努められたい。

第3 総括

債権の徴収業務については、税務収納課を中心に各課の担当者が連携して、徴収業務の勉強会を行っており、債権の管理方法についてスキルアップが図られていると思われるが、本市の160余りの債権について、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の種類別に、滞納処分や消滅事由など管理方法に相違があることを正確に理解し、適正な債権管理が実行できているかについては、担当課ごとに温度差が感じられた。各課における担当職員数、業務内容、業務量に差があることは承知しているが、納付義務を遵守している市民の存在を認識し、公平性や受益者負担の見地から、職員に対して改めて適正な債権管理を行うよう指導を徹底願いたい。

公金等の取扱いにおける事務の適正化を図ることを目的に作成した「香南市公金等取扱事務の基本マニュアル（以下「マニュアル」という。）」には、公金等の取扱事務の適正化に向けて、「1 職員の意識」、「2 組織としての体制整備」、「3 公金等取扱基準に沿った業務の遂行」、「4 公金等取扱事務のチェックリストの活用」の4項目ごと

に具体的な取組内容が記載されており、それぞれを実行し、香南市公金等取扱事務適正化委員会等による検証・見直しを行った上で、適時に改訂していることから、実効性のあるマニュアルであると認識している。

しかし今般、「4 公金等取扱事務のチェックリストの活用」について、収入票による収入確認が適正に行われていない、調定票の作成時期が適正でないなど、チェックリストの活用や担当課の確認が不十分と思われる事案が多数見受けられた。これは、公金等の取扱いに対する職員の意識の差を改めて浮き彫りにした事務処理状況であると言わざるを得ず、全職員における職責の自覚を強く求める。

会計課、企画財政課、住宅管財課が毎年合同で職員研修を行っているが、新規採用職員など若手職員を対象としている傾向にある。人事異動のあった者や新たに役職に就いた者などにも積極的な研修への参加を呼びかけ、適切な指導が行える職員の育成も必要であると考え。今後においても、より一層公金及び準公金の取扱いも含めた内部統制体制の確立、意識の醸成に向けた取組が推進・強化されるよう要望する。